森林計画制度の体系図

資料１－２

R3年6月策定

森林・林業基本計画

・長期的かつ総合的な政策の方向・目標

(立 案 者)政府

(根拠法令)森林・林業基本法第 11 条

【即して】

R5年 10 月策定

全国森林計画（5 年ごと 15 年計画）

（現計画 R6.4～R21.3）

・国の森林整備及び保全の方向
・地域森林計画等の指針

(立 案 者)農林水産大臣

(根拠法令)森林法第 4 条

森林整備保全事業計画

森林整備事業と治山事業に関する５年間の事業計画

注) S37　第一次全国森林計画

【即して】
（民有林）

R6年度樹立

地域森林計画（5 年ごと 10 年計画）

（現計画 R2.4～R12.3）

・都道府県の森林関連施策の方向
・伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等
・市町村森林整備計画の指針

(立 案 者)都道府県知事

(根拠法令)森林法第 5 条

【即して】
（国有林）

地域別の森林計画（5 年ごと 10 年計画）

・国有林の森林整備、保全の方向
・伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等

(立 案 者)森林管理局長

(根拠法令)森林法第 7 条の 2

【適合して】

R6年度樹立

市町村森林整備計画（5 年ごと 10 年計画）

（現計画 R2.4～R12.3）

・市町村が講ずる森林関連施策の方向
・森林所有者等が行う伐採、造林等の規範

(立 案 者)市町村長

(根拠法令)森林法第 10 条の 5

【適合して】

森林経営計画（5 年計画）

森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、自発的に作成する具体的な伐採、造林、作業路網の整備等に関する計画

(立 案 者)森林所有者等

(根拠法令)森林法第 11 条

一般の森林所有者に対する措置

・伐採及び伐採後の造林の届出
・施業の勧告
・無届伐採に係る伐採の中止命令・造林命令
・伐採及び伐採後の造林の計画の変更・遵守命令
・森林の土地の所有者となった旨の届出　　等